

# ものメッセ KOCHI2026 第15回高知県ものづくり総合技術展

## 飲食コーナー出店規約

### 1. 出店資格

- (1)出店募集要項に記載の出店要件を満たし、主催者が出店を認めた高知県内の事業者または団体に限ります。但し、主催者は出店者が次のいずれかに該当するときは、出店をお断りします。
  - ・暴力団、暴力団員などの反社会的勢力であると判明したとき。または反社会的勢力を利用していることが判明したとき。
  - ・出店者が、理由の如何にかかわらず、過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要などにより、主催者および各協力会社、他の出店者等の業務を妨害したとき。

- (2)出店者が主催者、運営会社の指示に従わない場合や募集要項、規約等を遵守しない場合、当年度及び翌年の出店を認めない場合があります。

### 2. 申込

- (1)運営会社が出店申込み内容や出店資格について確認し、出店承認連絡を郵送します。
- (2)申込締切後、出店申込数が予定数を超えた場合は、運営会社による選定の上出店者を決定します。

### 3. 出店料

出店料は無料です。ただし、追加設備、備品、搬入・搬出費、人件費等は全て出店者の負担となります。

### 4. 出店キャンセル

出店申込後、運営会社が出店承認連絡を行った後のキャンセルは原則として認めません。ただし、やむを得ない事情によりキャンセルする場合は、あらかじめ運営会社へ連絡のうえ、書面により理由等を提出する事とします。

なお、キャンセルした場合においても、申込済みの追加設備等については費用を請求させていただきます。

### 5. 出店場所の決定

出店場所は、出店形態、会場の構成等を考慮して運営会社が決定します。

### 6. 出店スペースの転貸等の禁止

出店者は、主催者の承諾なしに、出店スペースの全部又は一部を転貸、売買、交換あるいは譲渡する事はできないものとします。

### 7. 出店物等の設置及び撤去

- (1)会場への搬入と設置は、後日運営会社より通知された時間内に行うこととします。出店者が運営会社に事前の通知なく指定された日時までに搬入を行わない場合、運営会社は出店キャンセルがあったものとみなし、当該場所を運営会社が適切と考える方法で使用できる権利を有することとします。その際においても、申込済みの追加設備等については費用を請求させていただきます。
- (2)会期中の搬出、移動、搬入の際は必ず運営会社の承認を得た後、作業を行うこととします。開場時間中の撤去作業は一切禁止します。
- (3)出店物および装飾物等は、指定時間内に撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは、出店者の費用で主催者により撤去および破棄されるものとします。

### 8. 物品の販売

- (1)出店者は事前に届け出た商品のみ販売できるものとします。
- (2)食品衛生法に接触する販売、アルコール類の販売はできません。
- (3)販売する商品はアレルギー表示を行うこととします。

### 9. 出店場所の使用

- (1)出店物および装飾物等は、すべて指定されたスペースの中に収まるようにするものとします。指定スペースからはみ出していた場合、運営会社は是正を要求することができるものとし、当該出店者はただちにその是正要求に従うものとします。
- (2)他の店舗に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する店舗の妨害となる方法で自社の店舗を設置しないこととします。隣接の店舗から苦情が出た場合、運営会社が展示会運営上の立場からみて店舗レイアウト等の変更が必要であると判断したときは、当該店舗の出店者はその変更へ同意するものとします。
- (3)調理、販売はすべて指定されたスペース内に限られるものとします。各出店者は宣伝活動により店舗近くの通路が混雑することのないように注意、配慮し、責任を持つものとし、待機列が発生した場合も速やかに対応することとします。

- (4)調理の際、想定される危険や煙、炎等に万全の対策を講じてください。隣接する出店者から苦情が出た場合、運営会社は、調理方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる商品の販売を制限または禁止する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物におよぶものとします。上記の制限または撤去の場合、運営会社は出店者に対し撤去費用負担等の責任を負わないものとします。

### 10. 会場管理と免責

- (1)主催者および運営会社は、出店者に対しいかなる場合も売上の補償を行わないものとします。
- (2)会場の管理・保全について事故防止等最善の注意を払いますが、出店物及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出店者がスペースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。

### 11. 損害賠償

出店者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物等もしくは人身等に対する損害について責任を負うものとします。

### 12. 展示会の変更・中止

- (1)主催者および運営会社は、展示会が開催される土地建物が入場不適当となった場合、または正当な災害、天災、感染症の拡大等不可抗力により開催が危ぶまれる場合は、その自身の判断によって早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転等の開催概要の変更、または中止することがあります。
- (2)主催者および運営会社が(1)に基づき、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転等の開催概要の変更を決定した場合であっても、出店者は、申込済みの追加設備料を支払うものとします。
- (3)主催者および運営会社が(1)に基づき中止を決定した場合、申込済みの追加設備料の徴収は行わないものとします。
- (4)主催者および運営会社が(1)に基づきいずれかの判断を行った場合においても、出店者に生ずる損失又は損害について主催者および運営会社は一切の責任を負わないものとします。

### 13. 法的保護等

展示会場・ウェブサイト掲載内容は、一般公開となりますので、特別なノウハウ等の知的財産権については出店者の責任において対応してください。また、著作物や肖像、商標・楽曲など他者が権利を有するものを使用し出店する場合は、権利者から事前に許可を得た上で申込みをしてください。万一著作権者、著作隣接権及び肖像権など、あらゆる権利を有するものの中から意義申し立てがあった場合は、主催者および運営会社は一切の責任を負わないものとします。

### 14. 会場内での行為の制限

出店者は、展示会場に適用される防火及び安全に関する全ての規則、法規を遵守しなければなりません。

特定の企業・団体・個人、他の出店者あるいは出店物等への非難・攻撃、妨害する行為、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある行為であると主催者および運営会社が判断した場合は、出店者は主催者および運営会社の要求に従い、その行為を中止しなければなりません。この場合、主催者および運営会社は、出店中止によって生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。

### 15. 個人情報の取扱について

出店者は、本展示会出店申込の中で個人情報を収集することに同意するものとします。また、収集した個人情報を、本展示会の開催活動に必要な範囲で主催者および運営会社が利用することに同意するものとします。

なお、同意無き場合には、出店をお断りする場合があります。

### 16. 規約の遵守

出店者は、主催者および運営会社が定める一連の規約を遵守する事に同意するものとします。万一規約に違反した場合は、理由の如何に関わらず、当年度及び翌年度の出店を認めない場合があります。また主催者および運営会社は、この判断によって出店者に生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。